## 認知症高齢者の契約トラブル どう防ぐ

地域包括支援センターの者ですが、担当している認知症高齢者宅にサプリメントの請求書が届きました。本人に聞いても「覚えていない」との回答です。このような認知症高齢者の消費者トラブルをどのように防ぐとよいでしょうか。

(40 代介護支援専門員)

## 電話相談、講座 利用して

県が運営する四つの消費生活センターには、認知症の方を抱える親族などから「認知症の妻が通信販売で健康食品を多数購入した」、「認知症の夫が電話勧誘してきた電話回線の業者と契約してしまった」との相談が相次いで寄せられています。

県の高齢化率は32.3%で全国平均27.7%(割合は2017年10月時点)を上回っており、超高齢社会の進展とともに認知症高齢者の消費者トラブルの一層の増加が予想されます。

認知症高齢者の消費者トラブルに周囲の方が気づいたら、まずは、局番なしの消費者ホットライン「188 (いやや)番」に電話しましょう。ご家族をはじめ見守り主体となり得る周りの方が相手業者に対してどう対応すればよいかを、専門の消費生活相談員が助言します。場合によっては、消費生活相談員が消費者と業者との間に立って解決に向けて調整を行うこともあります。

県が運営する四つの消費生活センターでは認知症高齢者や障害を有する方の消費者被害防止のため、見守り主体となり得る方に対して「消費生活出前講座」を無料で行っています。おおむね10人以上のグループからの依頼であれば、消費生活センターの消費生活相談員や消費者教育推進員が講師として出向きますので、ぜひご活用ください。

さらに、地域と消費生活センターをつなぐパイプ役のボランティアとして県消費 生活サポーターがおり、1 人暮らし高齢者等への声掛けや見守りなど自分にできる範 囲で活動していただいております。サポーターの応募条件は満 18 歳以上かつ県内在 住者で、県では1年を通して募集しています。

サポーターの皆さまにはサポーターの役割や活動例、悪質商法の手口などをまとめた「ハンドブック」をお渡しし、研修会を開催しています。この機会にぜひご応募ください。興味のある方は、県消費生活センター023(630)3239までお電話ください。